

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 11 条第 2 項の規定により、土地立入の許可をしたので、同条第 4 項の規定により次のとおり公告する。

令和 4 年 11 月 22 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 起業者の名称 九州電力送配電株式会社
- 2 事業の種類 特別高圧送電線路 500kV 佐賀幹線電線張替工事（2 期）
- 3 立ち入ろうとする土地の区域

鳥栖市河内町字城の本、転石、櫓石、鳥越、添川原及び三子谷並びに牛原町字若林並びに三養基郡基山町大字園部字本谷、笹原、小野谷、黒目牛、石原、黒岩及び水呑、大字宮浦字長浦、高嶽、宮ノ前及び宮ノ後並びに大字小倉字天台寺、丸林、大久保、平林及び金敷

- 4 立ち入ろうとする期間

令和 4 年 11 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで